

令和5年度 会計年度任用職員（保育施設）の登録について

◆会計年度任用職員（保育施設）の登録とは、令和5年度中に市内保育施設における繁忙期や臨時的に生じる業務に対応する職員として働くことを希望する方から、登録申請書（履歴書）を提出いただき、登録をしていただくものです。

＜登録の有効期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日＞

◆令和5年度中に任用を必要とする業務について、登録していただいた方の中から、その業務に適格であると認められる方を選考し、ご本人へ連絡いたします。募集人数に限りがありますので、ご登録いただいたとしても、最終的に任用されないことがありますので、あらかじめご了承ください。

◆令和5年4月からの任用に係る選考結果（任用の有無）については、令和4年12月中旬頃に通知する予定です。

◆今回の受付期間終了後も、随時、登録受付を行いますので、希望される方は、庶務課職員係へご連絡ください。

◆令和5年4月からは任用されず、会計年度任用職員への登録者となった場合でも、他の求職活動を制限するものではありません。他の事業所等への就職が決まり、登録を辞退される場合は、庶務課までご連絡ください。

会計年度任用職員とは

地方公務員法の改正に伴い、令和2年度から新たに制度化された職で、一会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）の範囲内で任用され、地方公務員法の適用を受ける、一般職の地方公務員（非常勤職員）です。

期末手当の支給（一定の要件あり）、各種休暇制度が整備された一方で、地方公務員法に定める、条件付採用や人事評価の対象となり、懲戒処分や服務規律の適用を受けることになりました。

東根市総務部庶務課職員係

TEL0237-42-1111 内線 3316・3317

令和5年度 会計年度任用職員（保育施設）の登録を受け付けます

1 受付期間・時間

期 間：令和4年10月17日（月）～令和4年11月11日（金）【必着】※土・日曜日、祝日を除く
時 間：午前8時30分～午後5時15分
提出先：庶務課職員係（市役所3階）

2 保 険 ・ 休 暇

一定の要件を満たす場合は、健康保険（共済組合）、厚生年金、雇用保険に加入します。就労日数及び任用期間に応じて年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇等）が付与されます。

3 通勤手当・期末手当

自宅から勤務先までの距離が片道2km以上の場合に通勤費用相当額が支給されます。期末手当については、原則、任用期間が6カ月以上、1週間の勤務時間が15時間30分以上で、基準日（6月1日、12月1日）に在職している場合に支給されます。

4 登 録 有 効 期 間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間
※令和4年度の会計年度任用職員に登録している人も新たに登録が必要です。

5 選 考

書類選考及び面接選考
※面接選考は後日行います。日程については子育て健康課よりお知らせします。

6 任 用 期 間

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）の範囲内で概ね4月1日から必要な期間
※年度の途中に任用を要する事由が生じた場合は、登録している人の中から随時任用します。

7 条件付採用期間

採用後1カ月間（条件付期間中に良好な成績で職務を遂行したときに正式採用）

8 服 務 規 律 等

守秘義務・信用失墜行為の禁止・職務専念義務等の服務規律があり、それに違反した場合、懲戒処分の適用を受けます。また、人事評価の対象となります。

9 申 込 方 法

- ①登録用紙は庶務課（市役所3階）と子育て健康課（タントクルセンター内）に備えてあります。市のホームページからダウンロードもできます。
<https://www.city.higashine.yamagata.jp>（行政情報＞組織（課の一覧）＞庶務課）
- ②写真は、申込前6カ月以内に撮影したもので、本人が判別できるものを添付してください。（証明用として新たに撮影することなく、既存の写真の切り取りなども使用可。）
- ③募集職員一覧の左端の職種No.を記入してください。

10 そ の 他

- ①選考結果（任用の有無）は、12月中旬頃に通知する予定です。
- ②4月からの任用は、受付期間内に登録した人を優先しますが、登録はその後随時受け付けます。

問合せ先

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| ◇任用条件に関すること | 庶務課職員係 TEL 42-1111 内3316・3317 |
| ◇業務内容に関すること | 子育て健康課子育て支援係 TEL 43-1251 |

令和5年度 募集職員一覧（保育施設）

No.	職 種	任用 予定人数	登録資格要件など ※1	任 用 条 件		業務内容など		
				報 酬 ※2			勤務時間など ※3	
1	保育士 (交代勤務あり)	18人		月額	経験年数 5年未満	154,635円	平日 7:00～19:00(内7.25時間) 土曜 7:00～18:00(内7.25時間) ※早番/遅番など交代勤務あり、週5日(週36.25時間勤務)	
					〃 5年以上10年未満	161,651円		
					〃 10年以上15年未満	173,158円		
					〃 15年以上20年未満	177,835円		
					〃 20年以上	180,829円		
2	保育士 (交代勤務なし)	1人	保育士資格 (幼稚園または小学校教員免許を 持っている人も応募できます)	月額	経験年数 5年未満	150,519円	平日 8:30～16:45(1日7.25時間) ※週5日(週36.25時間勤務)	○市内保育所、認定こども園での保育業務
					〃 5年以上10年未満	157,441円		
					〃 10年以上15年未満	165,580円		
					〃 15年以上20年未満	173,158円		
					〃 20年以上	176,245円		
3	保育補助	5人		日額	4,062円～6,094円	保育士勤務時間のうち、6時間または4時間の勤務 (この他、希望する時間での個別対応あり(要相談))		
4	看護師	2人	看護師または准看護師の資格	月額	182,606円	平日 8:30～16:45(1日7.25時間) ※週5日(週36.25時間勤務)	○市内認定こども園における児童の健康観察、 医療的ケアの実施	
5	調理師	3人	調理師免許	月額	151,454円	平日 8:00～16:45(内7.25時間) ※週5日(週36.25時間)	○市内保育所、認定こども園での調理業務	
6	調理師 (短時間)	2人		月額	83,561円	平日 8:00～12:00(1日4時間) ※週5日(週20時間勤務)		

※1 登録要件となっている資格、免許等について、申込時に免許状等の写しを提出してください。

※2 報酬額については、令和4年度給料表を基準としたものになります。給料表の改定が行われた場合は報酬額が変更になります。
保育士の報酬について、任用決定後、保育士としての経験年数を証明する書類の提出をしていただきます。

※3 勤務場所や任用期間、週の勤務時間数等によっては、上記の任用条件を一部変更する場合があります。